

## 介護保険制度に関する提言・要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

### 2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 認知症対応型共同生活介護を利用する低所得者に対し、負担軽減措置を講じること。

### 3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、財政措置を含む必要な対策を講じること。

また、老朽化施設の維持のため、大規模修繕に対する財政支援措置を講じること。

さらに、認知症高齢者グループホーム等の全ての小規模施設にスプリンクラー等の消防用設備が設置されるよう、設置基準を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 都道府県又は市町村が行う介護サービス事業者の指定について、介護保険事業計画の達成に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、指定

しないことができるよう必要な措置を講じること。

- (3) 療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、実態を踏まえ、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。

#### 4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。  
また、利用料について、介護費控除を創設するなど税制上の優遇措置を講じること。
- (3) 特別徴収については、普通徴収から速やかに変更できるようにするとともに、特別徴収の事務処理の迅速化を図るなど、円滑な保険者事務に資するよう必要な措置を講じること。

#### 5. 要介護認定について

- (1) 今後、要介護認定制度の見直しを行う必要が生じた場合は、十分な検証を行い、保険者の意見を尊重するとともに、十分な周知期間を設けること。  
また、要介護認定の実態を踏まえ、更新期間を延長するなど、事務の効率化を図ること。
- (2) 指定市町村事務受託法人の設置促進に向けた支援策を講じること。

#### 6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターについて、その機能が十分に発揮されるよう、職員確保や研修などの対策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。
- (3) 地域支援事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実態を検証し、当該事業に設定されている上限枠の緩和について検討すること。
- (4) 特定高齢者の実態把握や決定について、都市自治体が地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、所要の措置を講じること。

## 7. 介護報酬について

- (1) 平成 24 年度以降の次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえて適切に報酬を設定すること。
- (2) 前回の改定によって措置された「介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策（介護報酬 3%増）」及び平成 21 年度補正予算における「介護職員処遇改善交付金」に伴う保険料の上昇分については、利用者及び保険者の負担増とならないよう、継続的な措置を講じること。

## 8. その他

- (1) 介護保険の円滑な運営に資するため、従事者を確実に確保するとともに、給与水準の公表などを含め、介護報酬の一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築すること。
- (2) 今後の介護保険制度の見直しに当たっては、混乱を招かないよう都市自治体と十分協議するとともに、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設け、国民への周知徹底を図ること。
- (3) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設まで適用範囲を拡大することを含め、その在り方を検討すること。
- (4) 将来の介護保険制度を見据え、広域化を含めた保険運営の在り方に向けた検討を行うこと。
- (5) 介護保険制度の中長期的財政見通しを踏まえた保険料や利用料について、国民の理解と協力が得られるよう積極的に広報を行うこと。